

飯山市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯山市犯罪被害者等支援条例（令和5年飯山市条例第 号）第12条の規定により、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者及びその家族が受ける日常生活の支援に要する費用に対して、飯山市犯罪被害者等日常生活支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害者 犯罪行為により被害を受けた者をいう。

(3) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時点において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）

イ 犯罪被害者の2親等以内の親族

(4) 家族 犯罪被害者が犯罪行為により重傷病を負った時点において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者

イ 犯罪被害者の2親等以内の親族

(5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であることを要する。）と医師に診断されたものをいう。

(6) 市民 市内に住所を有する者又は市内に居住する者その他市長が別に定める者をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、市民である者のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者

(2) 遺族

(3) 家族

(助成金の種類、対象経費、額等)

第4条 助成金の種類、対象経費、額等は、次の表のとおりとする。

種類	対象経費	金額等
家事、育児及び介護支援	<p>犯罪行為を受けたことにより日常生活を営むことについて支障があると認められる犯罪被害者、遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）が、次に掲げるサービスの利用に要した経費。ただし、同一年度内72時間を限度とする。</p> <p>(1) 家事援助 調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物その他必要と認められる家事援助</p> <p>(2) 育児援助 保育所、幼稚園等の送迎、保育その他必要と認められる育児援助</p> <p>(3) 介護援助 介護が必要な者の見守り、食事介助、排せつ介助その他必要と認められる介護援助</p>	<p>対象経費の10分の10以内とし、1時間当たり5,000円を限度とする。</p>
配食支援	<p>犯罪行為を受けたことにより外出が困難となり、健康の維持等を図るための食事を用意することに支障がある犯罪被害者等が、配食サービスの利用に要した経費。ただし、同一年度内30日を限度とする。</p>	<p>対象経費の10分の10以内とし、1日当たり1人につき1,000円を限度とする。</p>
一時保育支援	<p>犯罪行為を受けたことにより、扶養する就学前の子の家庭での保育に支障が生じた犯罪被害者等が、一時的な預かり保育の利用に要した経費。ただし、同一年度内20回を限度とする。</p>	<p>対象経費の10分の10以内とし、1回当たり2,200円を限度とする。</p>
転居支援	<p>犯罪行為を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等（当該住居に居住し続けることにより精神的不調を来たすおそれや二次被害若しくは再被害を受けるおそれがあるもの又は従前の住居が犯罪行為により滅失し若しくは著しく損壊したものに限る。）が、転居に要する経費。ただし、他の地方公共団体等から転居に係る助成金等の交付を受けている者は、助成金の対象としないものとし、同一年度内2回を限度とする。</p>	<p>対象経費の10分の10以内とし、1回当たり20万円を限度とする。</p>
カウンセリング等支援	<p>犯罪被害者等が犯罪行為を受けたことによる精神的な被害の軽減又は回復のために公認心理師等によるカウンセリング及び精神科等の診療の受診に要した経費。ただし、同一年度内10回を限度とする。</p>	<p>対象経費の10分の10以内とし、1回当たり5,000円を限度とする。</p>
報道対応支援	<p>犯罪被害者等が犯罪行為を受けたことによる報道機関の対応等を弁護士に依頼する場合に要した経費。ただし、同一年度内1回を限度とする。</p>	<p>対象経費の10分の10以内とし、230,000円を限度とする。</p>
弁護士相談支援	<p>犯罪被害者等が犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士に相談する場合に要した経費。ただし、同一年度内3回を限度とする。</p>	<p>対象経費の10分の10以内とし、1回当たり5,000円を限度とする。</p>

(助成金を交付しない場合)

第5条 市長は、次に掲げる場合には、助成金を交付しない。

(1) 犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者等と加害者との間に3親等以内の親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が18歳未満の者で助成金の交付を受けることができる要件を満たした場合又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第10条の規定による保護命令が発せられている場合

ウ 当該犯罪行為が、次のいずれかに該当する場合

(7) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待と認められる場合

(4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待(同条第4項第2号に掲げる行為を除く。)と認められる場合

(4) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号に掲げる行為を除く。)と認められる場合

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合又はその他当該犯罪行為による被害につき、犯罪被害者に、その責めに帰すべき行為があった場合

(3) 犯罪被害者等が、飯山市暴力団排除条例(平成24年飯山市条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者であった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等が加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないとして認められる場合

(助成金交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする遺族(当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあつては、当該者の法定代理人。以下この項において「助成金交付対象遺族」という。)は、飯山市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書(様式第1号。次項において「申請書」という。)及び犯罪被害申告書(様式第2号。次項において「申告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の提出を省略することができる。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日が確認できる書類の写し

(2) 助成金交付対象遺族が申請時において、市民であることが確認できる書類

- (3) 助成金交付対象遺族の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が確認できる書類
- (4) 助成金交付対象遺族が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実が確認できる書類
- (5) 対象経費の内容が確認できる書類
- (6) 支払を証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする犯罪被害者又は家族（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあつては、当該者の法定代理人）は、申請書及び申告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の提出を省略することができる。

- (1) 犯罪被害者が重傷病に該当することが確認できる医師の診断書
- (2) 犯罪被害者又は家族が申請時において、市民であることが確認できる書類
- (3) 対象経費の内容が確認できる書類
- (4) 支払を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長が認めたときは、第1項各号又は前項各号に掲げる書類の全部又は一部の提出を省略することができる。

（申請期限）

第7条 前条の規定による申請の期限は、犯罪行為が行われた日から起算して1年以内（精神疾患である場合は、医師の診断があつた日から起算して1年以内）とする。この場合において、当該申請は、支援を受けた日の属する年度ごとに行わなければならない。

2 前項前段の規定にかかわらず、他の地方公共団体が実施する犯罪被害者等に対するカウンセリング等支援を受けた者が行うカウンセリング等支援に係る申請の期限は、当該地方公共団体が実施するカウンセリング等支援の最終実施日から起算して1年以内とする。

3 第1項前段の規定にかかわらず、転居支援に係る2回目の申請の期限は、1回目の転居日から起算して1年以内とする。

4 前3項の規定にかかわらず、申請期限までに申請しなかったことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（交付決定）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が当該助成金の交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和5年4月1日以後の犯罪行為により被害に遭った犯罪被害者、遺族又は家族について適用する。

(様式第1号) (第6条関係)

飯山市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住 所
(請求者) 氏 名 印
電 話

1 次のとおり申請及び請求します。

申請内容	<input type="checkbox"/> 家事、育児及び介護支援 <input type="checkbox"/> 配食支援 <input type="checkbox"/> 一時保育支援 <input type="checkbox"/> 転居支援 <input type="checkbox"/> カウンセリング等支援 <input type="checkbox"/> 報道対応支援 <input type="checkbox"/> 弁護士相談支援
申請履歴	同一事件でこれまでに助成金の申請をしたことが <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合 ()

2 申請・請求金額

種類	金額
家事、育児及び介護支援	円
配食支援	円
一時保育支援	円
転居支援	円
カウンセリング等支援	円
報道対応支援	円
弁護士相談支援	円
合計	円

3 申請内容

種類	理由・金額等	
家事、育児及び介護支援	必要とする理由	
	費用	円
	利用時間	時間
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日
配食支援	必要とする理由	
	費用	円
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日
一時保育支援	必要とする理由	
	費用	円
	利用数	回
	保育対象者	氏名 (歳) 申請者との続柄 ()
転居支援	必要とする理由	

	費用	円	
	利用数	回	
	利用日	1回目： 年 月 日	2回目： 年 月 日
カウンセリング等 支援	必要とする理由		
	費用	円	
	利用数	回	
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日	
	他の地方公共団体が 実施する制度の利用	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日～ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無	
報道対応 支援	必要とする理由		
	費用	円	
	利用数	回	
弁護士相 談支援	必要とする理由		
	費用	円	
	利用数	回	

4 助成金の交付に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することについての同意の有無

同意します 同意しません

5 助成金の交付に係る審査に際し、市が関係者、警察その他関係機関への照会を行うことについての同意の有無

同意します 同意しません

6 添付書類

(1) 申請者が遺族の場合

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	<input type="checkbox"/>	犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日が確認できる書類の写し
	<input type="checkbox"/>	申請者が申請時において、市民である者であることが確認できる書類
	<input type="checkbox"/>	申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が確認できる書類
必合該 要に当 な添す 書付る 類が場	<input type="checkbox"/>	申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実が確認できる書類

(2) 申請者が犯罪被害者（その犯罪被害が重傷病である者に限る。）又は家族の場合

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	<input type="checkbox"/>	重傷病に該当することが確認できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）
	<input type="checkbox"/>	申請者が申請時において、市民であることが確認できる書類

(3) 共通

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	<input type="checkbox"/>	対象経費の内容が確認できる書類
	<input type="checkbox"/>	支払が確認できる書類

7 振込先

金融機関名		店舗名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

8 各種要件等

助成除外理由	<p>私は、次の事項に該当しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者等と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があった。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者に、その責めに帰すべき行為があった。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者等が、飯山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者であった。</p>
--------	--

(様式第2号) (第6条関係)

犯罪被害申告書

年 月 日

飯山市長 あて

申告者 住 所
氏 名 印
電 話

飯山市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱の規定に基づき、次のとおり申告
します。

1 犯罪被害の概要

フリガナ			
犯罪被害者の氏名			
犯罪被害者の生年月日	年	月	日
犯罪被害者の住所			
犯罪被害が発生した日	年	月	日
犯罪被害を受けた場所			
加害者の罪名	判明していない場合は、記載不要		
犯罪被害の概要			
被害届の提出	有・無	届出警察署	警察署
被害届提出日	年	月	日

2 情報提供の同意

助成金の交付に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、市が調査することの同意の有無

同意します 同意しません